

令和9年度米子市ごみ分別収集カレンダー&健康ガイド・国保ガイドへの広告掲載基準

1 趣旨

米子市市有財産への広告掲載等に関する要綱（平成17年10月7日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、米子市ごみ分別収集カレンダー&健康ガイド・国保ガイド（以下単に「カレンダー」という。）への広告掲載に関し必要な基準を定める。

2 広告の掲載位置、規格等

- (1) カレンダーの4月・6月・8月・10月・12月・2月分のページに掲載する。（1ページ当たり2枠を配置）
- (2) 広告1枠の大きさは、縦2.5cm、横13.5cmとする。

3 カレンダーの作成枚数及び広告掲載期間

カレンダーはフルカラーで88,000部を作成するものとし、令和9年4月から令和10年3月までの間は、これを使用する。

4 広告掲載料

1枠当たり50,000円とする。

5 広告掲載希望者の募集及び広告掲載の申込み

- (1) 広告掲載希望者の募集は、広告の規格、カレンダーの用途、作成枚数その他必要な事項を明示して、米子市ホームページ及び広報よなごで公募する。
- (2) 掲載希望広告枠数の合計が、募集した枠数に満たない場合においては、個別に広告掲載の案内をし、又は適切な方法により選定した広告取扱者に広告のあつせんをさせることができるものとする。
- (3) 広告掲載応募者（以下「応募者」という。）は、米子市ごみ分別収集カレンダー&健康ガイド・国保ガイド広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿（電磁的データ及び当該データを白紙に出力したもの）を添えて、米子市クリーン推進課に申し込むものとする。なお、申込みは、1枠に限ることとする。
- (4) 広告の内容、デザイン等は、広告主が経費を負担して市長の指定する仕様に従って作成しなければならない。
- (5) 申込期間は、令和8年9月24日から同年10月23日までとする。

6 広告掲載の審査及び承認

- (1) 広告掲載の申込期間終了後、要綱第7条の規定に基づき速やかに審査し、承認するときは米子市ごみ分別収集カレンダー&健康ガイド・国保ガイド広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により、承認しないときはその旨を応募者に通知するもの

とする。

- (2) 広告掲載に適すると認められる応募者数が、募集した枠数を超えた場合は、広告主は抽選により決定する。
- (3) 広告を掲載する枠の位置は、各応募者の希望を優先するが、希望枠が複数の応募者により重複した場合は、市と当該応募者との協議により決定する。協議により決定できない場合は、抽選により決定する。
- (4) 広告主は、市長が指定する期日までに、米子市ごみ分別収集カレンダー&健康ガイド・国保ガイド広告掲載に関する請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- (5) 広告掲載を承認した後において、広告の内容、デザイン等が要綱に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認められるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

7 広告掲載料の納付

広告掲載料は、広告掲載承認後、市長の指定する期日までに一括で納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

8 広告掲載の承認の取消し

要綱第9条第1項の規定に該当する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の承認を取り消すものとする。

- (1) 広告掲載料が指定期日までに納付されなかったとき。
- (2) 広告の原稿が指定期日までに提出されなかったとき。
- (3) 要綱第7条第2項の規定による広告の内容等の変更に広告主が応じないとき。
- (4) 前3項に規定するもののほか、市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

9 広告掲載料の返還

広告主が既に納付した広告掲載料は、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載を中止し、又は取り消したときは、その全部又は一部を返還するものとする。